

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助対象経費及び補助率等	補助対象者の範囲ほか
中小企業人材育成支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて行う研修及び教育訓練の実施又は派遣に対して、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。	人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業	【補助対象経費】 謝金、旅費、委託料、会場借上料、教材費、受講料 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する中小企業者(製造業・情報通信業) (2) 市税を滞納していない者
設備導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	工作機械等を導入する事業(先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定等を受けたもの)。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする。	【補助対象経費】 取得価格が80万以上の工作機械等の取得に要する経費 【補助率】 取得価額の10パーセント以内の額(1,000円未満切捨)とし、1年度1社あたり200万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 (2) 市税を滞納していない者
販路開拓支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために県外(海外含む)で開催される展示会等に出席する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。	中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出席する事業	【補助対象経費】 ①小間料、②ブース装飾費、③PR媒体作成経費(印刷物は上限30万円)、④輸送費、⑤交通費2名分、⑥展示当日のアルバイト代、⑦出展時・出展後の商談等のサポート経費、⑧出展後の営業活動にかかる1名分の交通費 【補助率】 補助対象経費の1/2(1,000円未満切捨)以内とし、1年度1社当たり80万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する中小企業者 (2) 市税を滞納していない者
新製品・新技術開発支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品・新技術開発の取組み又は地域のモデルとなるITシステム開発の取組みに対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。	(1) 開発スタートアップ支援事業 ア 地域や行政の課題解決につながる新製品・新技術開発に要する企画・設計から試作開発まで イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品・新技術開発に要する企画・設計から試作開発まで ウ 自社(グループ)のITシステムの企画・設計から試作開発まで (2) 実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高めるため、実用化製品化に向けた取組	【補助対象経費】 補助対象経費については「新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱」のとおり 【補助率】 (1) 開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、30万円を下限、100万円を上限とする。 (2) 実用化製品化支援事業 ア 開発スタートアップ支援事業のAに係る試作開発補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)ただし500万円を上限とする。 イ 開発スタートアップ支援事業のイに係る試作開発補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし500万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 (2) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの
中小企業プロジェクト連携支援事業補助金	企業グループでの自主的なプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。	個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業	【補助対象経費】 ・共同受発注 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料 印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費 ・新製品 新技術開発 謝金、委託費、会場費、備品使用料、研究費、原材料・副資材費 ・人材育成 謝金、旅費、委託料、会場費、備品使用料、資料購入費 ・販路開拓 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費、研究費、広告宣伝費、消耗品費、役務費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)ただし、50万円を上限とする。 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする。	構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
海外向け商品開発販売促進事業補助金	市内の意欲ある中小事業者が海外市場開拓・拡大事業を行う場合に必要経費の一部を補助することにより、海外市場への販路開拓・拡大などを通じた地域経済の活性化を図ることを目的とする。	市内事業者が海外市場開拓・拡大のために行う事業	【補助対象経費】 ①販売促進活動 賃金、役員費（翻訳等）、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、会場費、輸送費（販売用資材・サンプル等） 通信費 ②輸出向け商品の開発・改良 謝金、役員費、消耗品費、印刷製本費（パッケージ作成等） 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、20万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する中小企業者 (2) 市税を滞納していない者
小規模企業者支援事業補助金	市内小規模企業者が、人材の育成、比較的低額な工作機械等の導入及びIT化の推進を行う際に必要経費の一部をパッケージ化して補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。	(1) 人材育成支援事業 新規受注、後継者育成、技術者養成（多能工化）等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業 (2) 設備導入支援事業 新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業 (3) IT化推進支援事業 新規受注、生産性の向上等に必要ソフトウェア等の導入及びウェブサイトの開設を行う事業	【補助対象経費】 (1) 人材育成支援事業 研修会及び教育訓練に要する経費（謝金、旅費（研修講師招聘旅費（宿泊費含む。）、受講者参加旅費（宿泊費除く。）、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費及び受講料） (2) 設備導入支援事業 1台当たり10万円以上80万円未満の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費 (3) IT化推進支援事業 一式当たり10万円以上80万円未満のソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設に要する経費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、1年度1社当たり20万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模企業者 (2) 市税を滞納していない者
現場改善活動推進支援事業補助金	中小企業者が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の受注拡大等を支援し、域外からの外貨獲得及び地域産業の競争力強化を図ることを目的とする。	現場改善活動に係る次に掲げる事業。 (1) 改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値額向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の大幅な見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組 (2) 教育訓練事業 ア 研修派遣事業 社外で開催される研修等教育訓練への参加による、現場改善活動の実施に必要な知識の習得や社内リーダー養成等の取組 イ 指導専門家招へい事業 外部専門家の指導により、現場改善活動の効果的かつ継続的な実施を図る取組	【補助対象経費】 事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が認められるもの 「現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱」の別表のとおり 【補助率】 (1) 改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値額向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり30万円を上限とする。 (2) 教育訓練事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、市内企業1社当たり30万円を上限とする。 ※4 社以上で構成するグループは1グループ当たり100万円を上限とする。	(1) 改善実践事業 市税を滞納していない中小企業者 (2) 教育訓練事業 次のいずれかに該当するものとする。 ア 市税を滞納していない中小企業者 イ 企業グループを構成する企業のうち、市内の事業所を事業の主たる対象とする企業が、市税を滞納していない企業グループ ※1 中小企業者とは…市内製造業企業 ※2 企業グループとは…市内製造業企業が幹事となり、複数の企業で構成されるグループで、構成企業の2分の1以上が市内製造業企業であるもの

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
ソフトウェア導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なソフトウェア等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	(1) 生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合的に管理するために必要なソフトウェア。 (2) 製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要なソフトウェア。 なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。	【補助対象経費】 ソフトウェア等の取得に要する経費 【補助率】 (1) 生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。 (2) 製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者

信用保証料補給 [商工企画課 企画振興係 / TEL 55-5213]

対象となる融資	資金の用途	補助対象経費の範囲		補給率	補給上限額	
		補給対象	保証料料率の範囲			
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	設備資金 運転資金	信用保証料の 一括払い分ま たは分割払い の初回分	責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0. 95%以下の部分	1/3	資金の用途が設備の場合 は30万円 設備及び運転の場合は30 万円 運転の場合は10万円
	小規模企業育成資金・ 小規模企業特別資金				資金の用途が 設備の場合は1/3	
	経営力強化支援資金				設備及び運転の場合は1/3	
	経営改善サポート資金				運転の場合は1/6	
	経営安定化対策資金					
一般資金	設備資金			1/3	30万円	

商業関係補助金 [商工企画課 企画振興係 / TEL 55-5213]

補助金名	対象事業	補助率等	助成対象者の範囲ほか
松江市チャレンジショップ事業費補助金	中心市街地の商店街や商業集積地又は商工会管内の空店舗に出店する事業者に対し、家賃等の一部を助成する事業	家賃:2/3 (1か月あたりの上限6万円、12ヶ月) 広告宣伝費:1/2 (上限20万円) 建物の水まわり改修費:1/2(上限40万円) ただし、補助総額上限112万円	松江市に主たる事業所又は住所を有する者。ただし、市税を滞納していない者に限る。
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	[小売店等持続化支援事業] 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業 [移動販売支援事業] 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業	対象経費の1/2 (上限100万円)	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会
松江市小規模企業持続化補助金	全国商工会連合会又は日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱(以下「全国要綱」という。)に基づき、平成30年度第2次補正予算小規模事業者持続化補助金へ申請した事業	対象経費の2/3(上限20万円)	市内に事業所を有する小規模企業者であり、全国要綱に基づく補助事業へ申請したもの。ただし、製造業を除く。

※事業を計画しておられる方は、商工会議所、各商工会へご相談ください。
お問い合わせ先 松江商工会議所 産業振興課 0852-32-0505
まつえ北商工会 0852-82-2266
まつえ南商工会 0852-66-0861
東出雲町商工会 0852-52-2344

まつえ農水商工連携事業推進協議会助成金 [商工企画課特産振興室 / TEL 55-5978]

助成金名	目的	対象事業	助成対象経費	助成額	助成対象者
まつえ農水商工連携事業助成金	松江市内の意欲ある事業者が自社の技術・製品開発能力を活かし、農林漁業者との連携から新サービス・新商品の開発及び販売促進に取り組むことにより、農林漁業者及び商工業の事業者の増収を図り、もって市内産業の活性化を図ることを目的とする。	[新サービス・新商品の開発] まつえ農水商工連携事業の目的に沿って開発された将来的に市販する計画のある新サービス・新商品であり、協議会が承認したもの。	(1)商品開発するために農林漁業者もしくは法人・団体から購入した原材料費 (2)商品パッケージのデザイン作成に係る経費 (3)その他協議会が必要と認める経費	助成金の額は対象経費の全額とし、同一事業者に対する同一年度内での助成は10万円を上限とする。	まつえ農水商工連携事業の目的に沿った連携事業を行う事業者で協議会が認めた者
		[開発した商品の販路拡大] まつえ農水商工連携事業で開発した商品の販路拡大を目的とした見本市への出展であり、販路拡大に資すると協議会が承認したもの。	(1)開発製品等の輸送費 (2)自社の展示ブースの装飾に係る費用 (3)その他協議会が必要と認める経費		
		[見本市視察助成] 開発した商品の販路拡大のため見本市への出店をすることを前提とした見本市視察にかかる経費で、協議会が承認したもの。	視察に係る旅費	対象経費の半額とし、2万円を上限とする。	

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地奨励 条例に基づく助成奨励 金	企業が事業所を新設、増設、移設するにあたり、市長が認定した企業に対し助成する。 【認定要件】 ①対象地域 松江市全域 ②対象業種 製造業(加工、又は修理を行う事業を含む)・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所)・その他市長が適当と認める業種 ③産業の振興及び雇用の促進に資するもの ④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの ⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの	用地取得助成金	・用地取得費の30%以内(ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地は15%以内) ・限度額3億円	【用地取得助成金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.工業団地等(松江湖南テクノパーク、朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、江島工業団地、その他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限り)に立地 3.①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加 ②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(同上)が5人以上増加 4.用地取得後3年以内に操業開始すること
		立地奨励金	・操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から3年間の固定資産税相当額	【立地奨励金交付要件】 立地計画の認定を受けた企業であること
		雇用促進奨励金	・新規雇用従業員数×30万円	【雇用促進奨励金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)の数が5人以上であること
松江市情報サービス 産業等立地促進補助 金	市外から新規に松江市に立地された企業(情報サービス産業等)に対し、賃貸オフィスの賃料の一部を補助する。 【情報サービス産業等】 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関	企業(情報サービス産業等)のオフィス賃料	月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く)の1/2の額(限度額20万円/月)を最大8年間分	① 市外から新規に立地した企業 ② 市内在住による常時従業員を3人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし) ③ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること ④ 操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市ものづくり産業 投資促進助成金	東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の新増設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成する。	投下固定資産総額に対する助成	投下固定資産総額の10%に相当する額(上限1千万円) ※投下固定資産 ア 操業日前3年以内に取得した土地 イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限り。)	企業(中小企業)が次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。 1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。 2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。 3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日(以下「基準日」という。)と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち基準日において当該他の事業所に在籍していた者は増加する人数に含まない。 ※常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること
松江市企業立地支援 補助金	市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助する。	市内に新設又は増設し、3人以上の雇用(雇用保険加入者)を創出した事業所に係る支払電気料金	補助対象事業費の4/10の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額	市内(鹿島町及び東出雲町を除く。)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を平成31年3月31日までに受けた企業

人材確保助成金等 [定住企業立地推進課 定住雇用推進係/TEL 55-5215]

補助金名	事業概要	助成額	助成対象者の範囲ほか
松江市人材確保支援 助成金	松江市内の事業所において、介護業、建設業、情報サービス業を営む事業主が、Uターン者を正社員として雇用し、入社支度金等(引越費用にあたるもの)を支払った場合に助成金を支給し、人材確保を支援するとともに定住促進を図る。	事業主がUターン者に支給した入社支度金等の額(消費税、地方消費税及び本助成金と同様の経費を対象とした他の補助金等の額は除く。) 1 事業主あたり3人を上限とし、Uターン者1人につき上限は次のとおりとする。 (1)単身で転入するUターン者を雇い入れた事業主 上限10万円 (2)世帯で転入するUターン者を雇い入れた事業主 上限20万円 (3)中海・宍道湖・大山園域市長会とケララ州政府との間の覚書に基づいた取組により転入するUターン者を雇い入れた事業主 上限20万円 ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	(1)介護業、建設業、情報サービス業に該当する業を営む者 (2)事業主が使用する正社員の総数(松江市外を含む。)が100人以下である者 (3) 松江市税の滞納がない者